

第7回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善 新潟県地方協議会

平成30年3月23日(金) 13時30分～
新潟県トラック総合会館 5階 501号室

【議 事 次 第】

1. 開会

国土交通省北陸信越運輸局 林自動車交通部長 挨拶

2. 議題

- (1) 新潟県地方協議会における平成29年度パイロット事業の報告について
- (2) 平成30年度の取組等について
- (3) 雇用関係助成金について
- (4) 新潟県地方協議会におけるコンサルティング事業について

3. その他

4. 閉会

厚生労働省新潟労働局 竹田労働基準部長 挨拶

【配 付 資 料】

○平成29年度パイロット事業報告関係資料

- ・厚生労働省委託調査 トラック運転者労働条件改善事業
新潟県パイロット事業報告書(案)
- ・パレット借入れによるパレット輸送で荷役作業時間を削減 新潟県

○資料1 来年度の取組について

○資料2 平成30年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」におけるコンサルティング事業の実施について

○資料3 地方協議会の主な取組について

○No.なし 雇用関係助成金のご案内

○資料4 コンサルティング事業の実施について

○資料5 標準貨物自動車運送約款の改正について

第7回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善
新潟県地方協議会

委員名簿

(順不同、敬称略)

佐々木 桐子	新潟国際情報大学 准教授
五十嵐 悟	経済産業省 関東経済産業局 産業部担当次長
早 福 弘	一般社団法人 新潟県商工会議所連合会 専務理事
本 間 哲 夫	一般社団法人 新潟県経営者協会 専務理事
名古屋 祐三	新潟県中小企業団体中央会 専務理事
樋 口 毅	全国農業協同組合連合会新潟県本部 管理部長
金 川 貴 宣	北越紀州製紙株式会社 新潟工場 事務部長
金 子 昌 弘	北星産業株式会社 取締役営業部長
高 杉 陽 子	特定非営利活動法人 新潟県消費者協会 事務局長
<u>丸 山 敏 明</u>	全日本運輸産業労働組合新潟県連合会 執行委員長
小 熊 勇	日本労働組合総連合会新潟県連合会 副会長
小 林 和 男	中越運送株式会社 代表取締役社長
市 村 輝 男	長岡トラック株式会社 代表取締役
浅 間 博	公益社団法人 新潟県トラック協会 専務理事
樫 葉 伸 一	厚生労働省 新潟労働局長
江 角 直 樹	国土交通省 北陸信越運輸局長

※ 下線表示の方は、今回変更となった委員です。

配 席 図

敬称略

厚生労働省新潟労働局
労働基準部長

竹田 紀稔

新潟国際情報大学
准教授

佐々木 桐子

国土交通省北陸信越運輸局
自動車交通部長

林 伸治



一般社団法人新潟県商工会議所連合会
専務理事 早福 弘

一般社団法人新潟県経営者協会
専務理事 本間 哲夫

新潟県中小企業団体中央会
専務理事 名古屋 祐三

北越紀州製紙株式会社 新潟工場
事務部長 金川 貴宣

北星産業株式会社
課長 上山 賢

中越運送株式会社
代表取締役社長 小林 和男

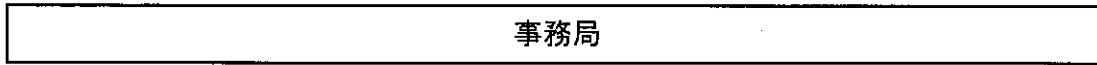
長岡トラック株式会社
代表取締役 市村 輝男

公益社団法人新潟県トラック協会
専務理事 浅間 博

全日本運輸産業労働組合 新潟県連合会
執行委員長 丸山 敏明

特定非営利活動法人新潟県消費者協会
事務局長 高杉 陽子

○ 日通総合研究所説明席

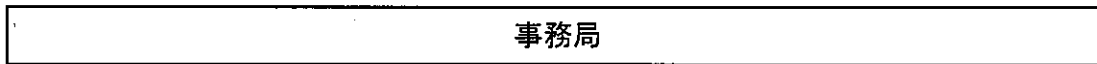


厚生労働省新潟労働局
雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等監理官
宇尾野 秀明

厚生労働省新潟労働局
労働基準部 監督課長
羽賀 政昭

国土交通省北陸信越運輸局
新潟運輸支局首席運輸企画専門官
竹村 康仁

国土交通省北陸信越運輸局
自動車交通部貨物課専門官
前島 克至

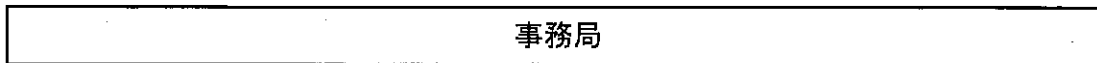


厚生労働省新潟労働局
労働基準部監督課特別司法監督官
山田 道人

国土交通省北陸信越運輸局
新潟運輸支局長
真嶋 学

国土交通省北陸信越運輸局
自動車交通部貨物課長
松岡 豊

公益社団法人新潟県トラック協会
業務部長
高橋 進



株式会社
日通総合研究所
菅 浩一

国土交通省北陸信越運輸局
新潟運輸支局 運輸企画専門官
長谷川 寛和

国土交通省北陸信越運輸局
自動車交通部貨物課
西山 高央

国土交通省北陸信越運輸局
新潟運輸支局
山田 ほのか

入
口

プ
レ
ス
席

来年度の取組について

コンサルティング事業(案)の実施

○平成28～29年度に実施のパイロット事業に引き続き、平成30年度はコンサルティング事業を実施予定

○パイロット事業では、全国47都道府県で実施したが、コンサルティング事業では、地域を限定して実施予定
(各ブロックごとに原則として2地域を予定)

【コンサルティング事業での実施が想定される取組(例)】

- ・パイロット事業の中で新たに把握した課題の改善に関する取組
- ・パイロット事業でこれまでに取り組んだ課題の深掘りに関する取組等

○引き続き、発荷主、着荷主、運送事業者による集団にコンサルタントを入れ、取組の効果を検証予定

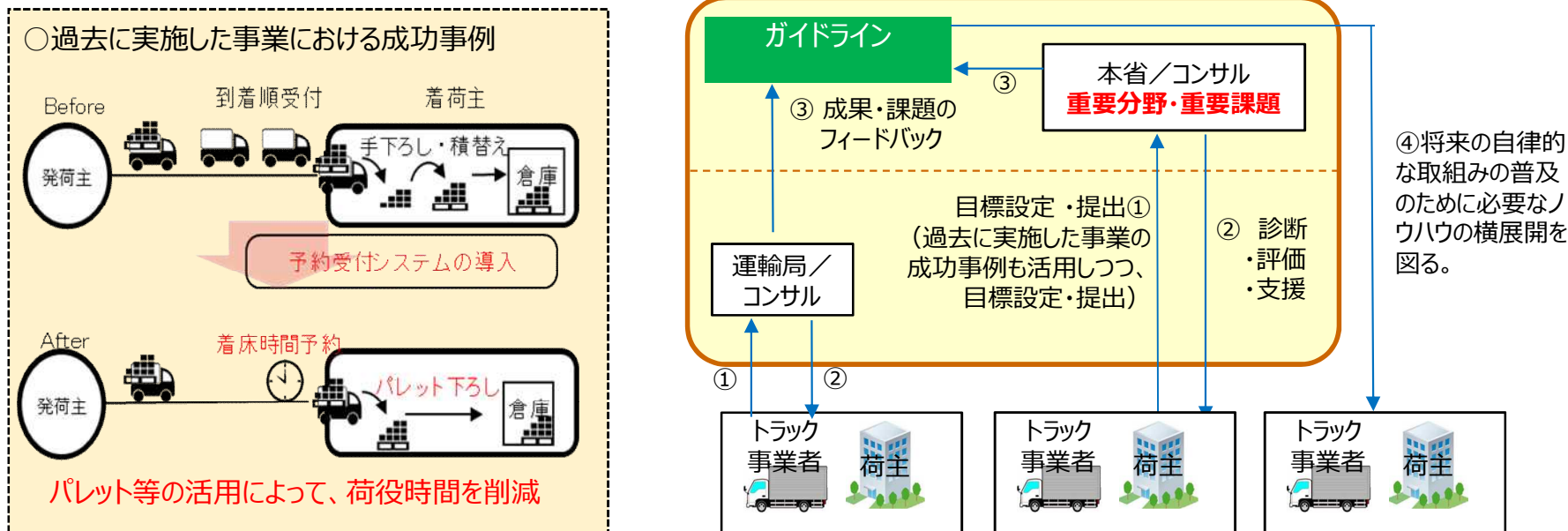
○取組の成果については、ガイドラインの改訂により、周知、普及促進を図る予定

○トラック事業における働き方改革の推進に向けた取組み 平成30年度予算(案)額:101百万円

■トラック事業の生産性向上を図るべく、トラック事業者と荷主の連携による働き方改革・生産性向上の推進に向けた取組みを行い、必要なノウハウの蓄積・横展開を図る。

取組内容

- 事業者と荷主の連携による働き方改革・生産性向上を推進するため、物流コンサルタント等の有識者によるコンサルティングを活用し、実証実験を実施。
- 実験の成果を活かして、荷主連携による働き方改革・生産性向上に取り組む機運を高めるとともに、将来の自律的な取組みの普及のために必要なノウハウの蓄積・横展開を図る。



効果 トラック運送事業者の働き方改革及び生産性向上の推進

資料 2

基政発 0109 第 1 号
基監発 0109 第 1 号
国自貨 第 126 号
平成 30 年 1 月 9 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿
各運輸局自動車交通部長等 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
厚生労働省労働基準局監督課長
国土交通省自動車局貨物課長

平成 30 年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」におけるコンサルティング事業の実施について

中央及び地方に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（中央に設置している協議会を「中央協議会」、各都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。以下同じ。）においては、平成 28 年度から平成 29 年度の 2 か年にわたりパイロット事業を実施し、荷待ち時間の削減や荷役作業の削減等、一定の成果が得られたところである。平成 30 年度には、パイロット事業で得た成果を活用して長時間労働改善ガイドラインを策定し、その普及を通じて、トラック輸送における長時間労働改善策の定着を図ることとしている。

パイロット事業で好事例が収集されていることに関しては中央協議会でも評価されているが、一方で、荷主の理解を得るためには、改善の費用対効果の「見える化」が必要であるといった意見も出ているところである。また、地方協議会によっては、同一年度において複数のパイロット事業を実施するなどの積極的な取組も行われたところもあり、さらに、中央協議会事務局に対し、パイロット事業で明らかになった課題に関して追加調査を行いたい旨の要望が寄せられたケースもあった。

パイロット事業に関しては、当初の予定どおり平成 29 年度をもって終了するが、上記の状況に鑑み、平成 30 年度予算が成立した場合においては、パイロット事業で得た成果と課題を踏まえて、より詳細な改善提案を行う「コンサルティング事業」を実施することとする。コンサルティング事業の実施方法等については、下記のとおりとするので、了知のうえ、必要な検討・対応を進めること。

記

1 コンサルティング事業の実施規模及び事業内容について

- (1) コンサルティング事業は、厚生労働省及び国土交通省の予算により実施する予定である。実施規模については、パイロット事業で十分な改善事例が蓄積されていることから、全都道府県を対象とはせず、地方運輸局ブロックごとに原則2集団の合計17集団を対象として選定する（別添1参照）。

厚生労働省・国土交通省の予算の内訳は、以下を予定している。

- ・厚生労働省予算によるもの 8集団

（労働基準局労働条件政策課で一括して調達）

- ・国土交通省予算によるもの 9集団

（予算割当後、各運輸局で調達）

- (2) コンサルティング事業は、発・着荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者で構成する集団を対象として選定し、パイロット事業の成果を活用した外部委託によるコンサルティングを実施するものである。また、コンサルティングに当たっては、対象集団を構成する事業者及び受託業者で検討会を開催し、問題点の把握及び改善方法の検討・提案等を行うものとし、受託業者が改善策を提示する際には、当該改善策の費用対効果の見込みについても提示することで、荷主と運送事業者との費用負担面の協働も促すものとする。

対象集団の選定や、コンサルティング事業と地方協議会との関係については、下記2及び3によること。

2 コンサルティング事業の対象集団の選定について

- (1) コンサルティング事業の実施を希望する地方協議会の取りまとめについて

各地方協議会事務局（運輸支局及び都道府県労働局をいう。以下同じ。）は、これまでの各種取組（実態調査、パイロット事業及び地方協議会での議論等）の結果を踏まえ、各都道府県において新たに明らかとなった課題、これまで把握していたものの、具体的取組に着手できていない課題又は引き続き深掘りが必要な課題等について精査すること。その上で、平成30年度のコンサルティング事業を活用するか否かについて、地方協議会としての方針を決定すること。

各運輸局は、管轄するブロック内の地方協議会の方針をとりまとめ、各都道府県の課題を見極めつつ、コンサルティング事業を実施する地方協議会を2つ決定すること。決定に当たっては、たとえば、下記①～③の要件を考慮することが考えられる。

- ① 平成29年度までの取組結果から、新たに把握された課題や、これまで把握していたものの、具体的な取組に着手できなかった課題の改善に取り組むもの
- ② 平成29年度までに把握し、これまでに改善に取り組んだ課題のうち、継

続性を持たせるなど、改善の定着等を図る観点から、深掘りに取り組むもの
③ その他、地方協議会の個別の事情に応じ、コンサルティング事業を実施することが適切であると考えられるもの

なお、1つの地方協議会において、2つの集団をコンサルティング事業の対象とすることも可能とし、その場合には、コンサルティング事業を実施する地方協議会はブロックで1つとして差し支えない。

また、管轄するブロック内の各地方協議会の方針を取りまとめた結果、ブロックで3集団以上の対象を選定することを妨げるものではないが、その場合は運輸局から国土交通省自動車局貨物課に相談すること。

(2) コンサルティング事業の対象集団の選定

上記(1)の取りまとめの結果、コンサルティング事業を実施することとなった地方協議会事務局は、以下のとおりコンサルティング事業の実施対象とする集団を選定すること。

ア 対象集団の構成

コンサルティング事業の対象集団は、原則として発着荷主及び運送事業者（請負構造による場合は、元請・下請（実運送事業者）を含む）で構成するものとする。特に、着荷主については、可能な限り対象集団に参画させるものとする。

イ 対象集団の候補選定

上記(1)で精査した課題について、たとえば、対象となる輸送品目や、荷主と運送事業者との認識の共有が進んでいない業界等を絞り込んだ上で、地方協議会事務局において、対象集団の候補を適切に選定すること。

選定に当たっては、都道府県労働局、運輸支局及び都道府県トラック協会などで、課題を抱え改善を希望する荷主・運送事業者の情報を持ち寄った上で検討する等、効率的な選定に努めること。

ウ コンサルティング事業への参画依頼

上記イにより選定した対象集団の候補に対しては、平成30年度予算の成立後、地方協議会事務局内で十分に連携の上、速やかにコンサルティング事業への参画依頼を行うこと。特に、荷主にコンサルティング事業への参画を依頼する際には、必要に応じ受託業者のコンサルタントを同席させた上で、改善を進めることによる荷主側のメリット等について説明させ、参画を促すこと。

また、参画依頼を行うに当たっては、コンサルティング事業の取組内容については、地方協議会で共有し、公表する予定であることについて、参画する各事業者の了解を必ず得ること。なお、公表に当たっては、事業者名については匿名でも差し支えない。

3 コンサルティング事業と地方協議会の関係について

コンサルティング事業を実施する地方協議会は、対象集団に対して、トラック運転者の長時間労働の改善に向けて各事業者の積極的な取組が行われるよう必要な助言等を行うこと。

また、コンサルティングを実施する受託業者と地方協議会事務局の連絡窓口は、厚生労働省予算が割り当てられた都道府県にあつては都道府県労働局、国土交通省予算が割り当てられた都道府県にあつては運輸支局とする。

受託業者との契約は平成 30 年度の単年度を予定していることから、地方協議会においては、平成 30 年度末までに改善の効果を測定できるよう事業の進捗状況にも留意すること。

4 本省への報告について

(1) コンサルティング事業を実施する地方協議会及び予算割当の希望について

地方運輸局は、上記 2(1)でとりまとめたコンサルティングを実施する地方協議会及び予算割当の希望について、平成 30 年 1 月 26 日（金）までに国土交通省自動車局貨物課へ報告すること。

(2) コンサルティング事業の対象集団の選定状況について

コンサルティング事業を実施することとなった地方協議会においては、上記 2(2)による対象集団の選定後、別添 2 により、都道府県労働局及び運輸局から速やかに厚生労働省労働基準局労働条件政策課及び国土交通省自動車局貨物課へそれぞれ報告すること。なお、対象集団が決まっていない場合でも、平成 30 年 4 月末日までに状況を報告すること。

また、報告後、必要に応じて進捗状況の報告を求めることがあるので、了知されたい。

(別添1)

運輸局と都道府県の対応関係

運輸局	該当都道府県	コンサルティング事業実施件数
北海道	北海道	1
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	2
北陸信越	新潟、長野、富山、石川	2
中部	愛知、静岡、岐阜、三重、福井	2
近畿	大阪、滋賀、京都、奈良、兵庫、和歌山	2
中国	広島、岡山、鳥取、島根、山口	2
四国	香川、愛媛、高知、徳島	2
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	2
	計	17

※沖縄は内閣府沖縄総合事務局

※各運輸局原則として2集団。北海道については、従来どおり1集団とする

※コンサルティング事業実施件数については、今後変動がありうる

(○○地方協議会)

区分	名称	所在地	主な荷の種類 (実運送業者以外については業種を記載すること)	電話番号	担当者職氏名
発荷主					
運送事業者					
着荷主					
選定理由等					

※1 「名称」、「所在地」、「主な荷の種類」欄について決まり次第速やかに報告すること。それ以外の項目については追って報告することで差し支えない。

※2 「運送事業者」については、下記記入例を参考に元請、下請(1次、2次等)ごとに記載すること。

※3 「主な荷の種類」については、具体的名称でなくとも積み荷としての特性がわかる様に記載すること。

(記入例)

区分	名称	所在地	主な荷の種類 (実運送業者以外については業種を記載すること)	電話番号	担当者職氏名
発荷主	(株)○○	○○	精密機械部品製造業	××-××-××	総務部長○○
元請運送業者	(有)△△ Aセンター	△△	倉庫業(ただし一部自社配送あり)	××-××-△△	業務課長△△
下請運送業者	B貨物	□□	精密部品	××-××-□□	次長□□
着荷主	▽▽(株) C工場	▽▽	○○製品製造業	××-××-▽▽	工場長▽▽
選定理由等	(例1)実態調査結果を踏まえ、地方協議会で検討した結果、本県の主要産業である○○の輸送に係る集団を対象とすることが適当であると決定したため。 (例2)○○方面への輸送において際だって拘束時間が長い実態が見られるため、当該輸送形態を持つ集団を対象とした。				

基政発 0706 第 1 号
基監発 0706 第 1 号
国自貨第 43 号
平成 29 年 7 月 6 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿
各運輸局自動車交通部長等 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
厚生労働省労働基準局監督課長
国土交通省自動車局貨物課長

長時間労働改善ガイドラインの策定に向けた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の今後の運営について

中央に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（以下「中央協議会」という。）では、平成 27 年 5 月 11 日付け基発 0511 第 3 号・国自貨第 13 号「『トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会』の設置について」（以下「設置通達」という。）の別添ロードマップのとおり、平成 29 年度より長時間労働改善ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の策定・普及に取り組むこととなっている。

当該ガイドラインは、地方協議会（設置通達の前文における「地方協議会」をいう。以下同じ。）の取組結果等を踏まえて策定されるものであることから、今後は下記に留意の上、地方協議会の適切な運営に努められたい。

記

1 「働き方改革実行計画」を踏まえた中央協議会におけるガイドラインの策定について

平成 29 年 3 月 28 日に開催された働き方改革実現会議において、「働き方改革実行計画」（以下「実行計画」という。）が決定され、労働基準法の改正により時間外労働の上限規制が導入されることとなったが、自動車運転の業務については、「改正法の一般則の施行期日の 5 年後に、年 960 時間（＝月平均 80 時間）以内の規制を適用することとし、かつ、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。」とされ、「5 年後の施行に向けて、荷主を含

めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。」とされたところである。また、トラック運送事業に対しては、「事業者、荷主、関係団体等が参画して実施中の実証事業を踏まえてガイドラインを策定する」等の取組を推進することとされたところである（別添1参照）。

さらに、平成29年6月5日に労働政策審議会で取りまとめられた「時間外労働の上限規制等について（建議）」においても、こうした取組を推進することが適当とされ、同年6月29日には、実行計画に盛り込まれた自動車運送事業に係る「関係省庁横断的な検討の場」として、内閣官房副長官を議長とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が開催され、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定等に向けた検討が開始されたところである（別添2参照）。

中央協議会においては、設置通達の別添ロードマップのとおり、平成29年度よりガイドラインの策定に着手することとなるが、当該ガイドラインは、実行計画を着実に推進するため不可欠なものでもあり、トラック運送事業の実態を反映した実効性のあるものとする必要がある。

2 地方協議会における議論の活性化等について

地方協議会の運営状況を見ると、①荷主企業に対するヒアリングを行っているもの、②トラック運送業における課題は、荷主企業等が属する業界によって異なることから、業界団体等にヒアリングを実施し、関係業界の実情や好事例の把握等に努めているもの、③当該都道府県のトラック運送業が抱える問題点を詳しく把握するため、平成27年度に実施した実態調査について独自に詳細な分析を行っているもの、④準中型自動車免許の創設や職場意識改善助成金等の制度・トピックスについて紹介を行っているものなど、独自の工夫により議論の活性化を図っているものが見られる。

については、別添3のとおり地方協議会における取組の好事例を情報提供するので、今後の地方協議会の運営に当たり参考とすること。

また、トラック運転者の長時間労働抑制のためには、荷主となり得る各地域の事業者や消費者の理解が重要であることから、機会を捉えて中央協議会や地方協議会の取り組みを周知するとともに、必要に応じて職場意識改善助成金等の積極的な活用を促すこと。

3 地方協議会事務局における連携について

平成27年5月11日付け基政発0511第3号・基監発0511第1号・国自貨

第14号「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の地方協議会運営について」（以下「課長内かん」という。）の記の2のとおり、地方協議会は都道府県労働局、運輸支局及び地方トラック協議会の共同事務局で運営しているものであるが、事務局内の認識の共有や情報共有が十分でないケースが散見される場所である。

地方協議会において実りある議論を行うためには、事務局内の適切な連携が必要不可欠であることから、定期的な打合せやメール報告等による情報共有の場を設け、パイロット事業の進捗状況や厚生労働本省または国土交通本省からの情報、その他地方協議会にとって有用な情報について、事務局内で情報格差のないよう密に連携を図ること。その上で、地方協議会の運営に当たっては、事務局内で共通の目的意識を持つとともに、各機関において柔軟かつ主体的に各々の役割を果たすよう努めること。

特に、今年度のパイロット事業を地方協議会で取り上げる際は、平成28年1月13日付け基政発0113第1号・基監発0113第1号・国自貨第121号「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業の実施について」の記の2（2）イの実施方法の種別にかかわらず、下記にも留意すること。

(1) パイロット事業の位置付けの明確化

パイロット事業は、トラック輸送状況の実態調査結果や地方協議会の議論等において把握したトラック運転者の長時間労働等の問題点・課題を改善するために、発荷主、着荷主及び運送事業者を構成員とする集団が実施する実証実験として位置付けられるものであり、ガイドラインの策定に資する取組や対応策を収集することを目的としている。地方協議会においては、パイロット事業の位置付け及び目的を委員も含めて共有した上で、パイロット事業に参画する各事業者において積極的な取組が行われるよう、的確な助言等に努めること。

(2) パイロット事業の参画者に対する十分な説明

パイロット事業の参画者である発荷主、着荷主及び運送事業者に対しては、事業の実施に当たり、①事業者名の公表の可否、②パイロット事業の実施結果は報告書に取りまとめの上、公表することが前提であること、③パイロット事業の実施状況は地方協議会や中央協議会に報告されることについて十分な説明を行い、各事業者の理解を得ておくこと。

(3) パイロット事業の受託業者との連絡窓口の一本化

最近の地方協議会の運営状況をみると、パイロット事業の受託業者との連絡窓口が一本化されておらず、地方協議会の事務局を構成する各機関からそれぞれ受託業者に対して問い合わせや要請が行われ、情報が輻輳して

いるケースが散見される。このため、パイロット事業の受託業者との連絡窓口は、受託業者と契約している機関に一本化すること。なお、課長内かんでは、パイロット事業の運営は運輸支局の担当としていることから、運輸支局においては、受託業者との連絡窓口となった機関に対して、パイロット事業の適切な運営のため必要な指示を行うこと。一方、指示を受けた機関は速やかに対処し、事務局内で情報を共有することにより密に連携を図ること。

4 地方協議会の積極的な公開について

地方協議会は、公開を原則としつつ、事業者の具体的な実態の聴取を行う場合など、必要と認める場合には非公開とすることができるものであるが、トラック輸送における取引環境や労働時間の改善に対する社会的な関心を高めるためには、地方協議会の活動を積極的に広報することが重要である。この観点から、地方協議会を非公開とする際は、必要最小限の範囲とし、公開する時間帯を前半に集約するなど工夫を凝らすこと。

働き方改革実行計画（抄）

平成 29 年 3 月 28 日
働き方改革実現会議決定

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

（時間外労働の上限規制）

週 40 時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月 45 時間、かつ、年 360 時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年 720 時間（＝月平均 60 時間）とする。かつ、年 720 時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることでできない上限を設ける。

この上限について、①2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで、80 時間以内を満たさなければならないとする。②単月では、休日労働を含んで 100 時間未満を満たさなければならないとする。③加えて、時間外労働の限度の原則は、月 45 時間、かつ、年 360 時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年 6 回を上限とする。

（現行の適用除外等の取扱）

自動車の運転業務については、現行制度では限度基準告示の適用除外とされている。その特殊性を踏まえ、拘束時間の上限を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」で自動車運送事業者への監督を行っているが、限度基準告示の適用対象となっている他業種と比べて長時間労働が認められている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の 5 年後に、年 960 時間（＝月平均 80 時間）以内の規制を適用することとし、かつ、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5 年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。

（取引条件改善など業種ごとの取組の推進）

自動車運送事業については、関係省庁横断的な検討の場を設け、IT の活用等

による生産性の向上、多様な人材の確保・育成等の長時間労働を是正するための環境を整備するための関連制度の見直しや支援措置を行うこととし、行動計画を策定・実施する。特にトラック運送事業においては、事業者、荷主、関係団体等が参画して実施中の実証事業を踏まえてガイドラインを策定するとともに、関係省庁と連携して、①下請取引の改善等取引条件を適正化する措置、②複数のドライバーが輸送行程を分担することで短時間勤務を可能にする等生産性向上に向けた措置や③荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。

自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議の開催について

平成 29 年 6 月 29 日
関係省庁申合せ

1. 自動車運送事業について、省庁横断的な検討を行い、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定及び実施を総合的かつ計画的に推進するため、自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（参）
議長代理 国土交通副大臣
副議長 内閣官房副長官補（内政）
構成員 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
警察庁交通局長
財務省大臣官房総括審議官
厚生労働省労働基準局長
農林水産省食料産業局長
経済産業省大臣官房商務流通保安審議官
国土交通省自動車局長
環境省地球環境局長

3. 連絡会議の庶務は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

地方協議会における取組事例

項目	実施内容
荷主企業ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 荷主委員による自社商品のトラック輸送の効率化に資する取組についての報告 ➤ 県内の主要産業の荷主による荷待ち時間の削減等の取組に関するプレゼンテーションを実施 ➤ 運輸局が事前に複数の荷主にヒアリングを実施し、各事例から見える長時間労働の原因分析などを報告
業界ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業界団体、事業者、労働組合等から物流の実情、好事例の報告 ➤ 異なる業界の荷を扱う事業者3者にヒアリングを実施し、業界毎の物流の実態を考察
独自調査・アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実態調査結果の詳細分析（距離別の高速道路使用状況と荷主からの高速料金収受状況のクロス集計等）や、自由記載欄の整理
制度周知、最近のトピックスの紹介	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法改正情報（準中型免許の創設等） ➤ 助成金の周知（職場意識改善助成金等） ➤ 「トラック運送における生産性向上方策に関する手引き」及びそこに記載の好事例の紹介
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 独自事業として、K P I 導入調査事業（パイロット事業とは別にコンサルタントを入れ、運送の実態を測る指標を設定し、長時間労働の改善や生産性向上につなげるもの）を実施 ➤ 荷主団体宛に、運輸局・労働局連名で、過労運転と労災事故の防止について、協力要請を実施

※ 実施内容の詳細に関する問合せ先

国土交通省自動車局貨物課

電話 03-5253-8111（内線41-332）

地方協議会の主な取組について

地方協議会での主な取組（パイロット事業以外）

- 委員として参加していただいている荷主団体企業（トヨタ自動車株）より、運送事業者の労働条件改善のための取組事例について発表。【愛知】
- 取引環境の改善の取り組みとして、トラック協会、労働局、運輸支局の共催により荷主懇談会を開催。労働局からは、時間外労働の上限規制に係る法律改正、改善基準告示等について、運輸支局からは、貨物自動車運送約款、荷主勧告制度改正等について説明。また、一部の会場では公正取引委員会から下請法等の説明も実施。
【青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島】
- 長時間労働、取引環境の改善について荷主に向けたリーフレットを作成し、商工会等を通じた配布を計画中。【静岡】（資料4-2）
- 距離別の高速道路使用状況と荷主からの高速料金収受状況を調査【大阪】（資料4-3）

仕入先説明会での展開事例

2017年12月4日

トヨタ自動車(株)
物流管理部
石崎

物流関係 仕入先説明会

日時：2017年9月5日

出席：仕入先296社（デンソー、アイシン等）
輸送会社8社 391名

<議題>

1. ドライバー労働環境改善の取組み 国土交通省
 - ・トヨタの取組み状況（本日よりご紹介）
2. 物流経路調査のお願い
3. 調達LT短縮と樹脂パレ化
4. 工場からのお願い



写真：議題1をご説明をされる古橋貨物課長様

「トヨタの工場受入改善と 輸送業者困りごと対応」

2017年9月5日

トヨタ自動車(株)
物流管理部

1. トヨタの受入改善

<活動の経緯：2015年当時の課題>

(1) ドライバー不足問題が深刻化

(2) 厚労省、国交省より通達('15.5.11)

「輸送以外の付帯作業を荷主も改善すること」

(3) トヨタのこれまでの取組み（2010～）

多回納入→受入方式の見直しを推進

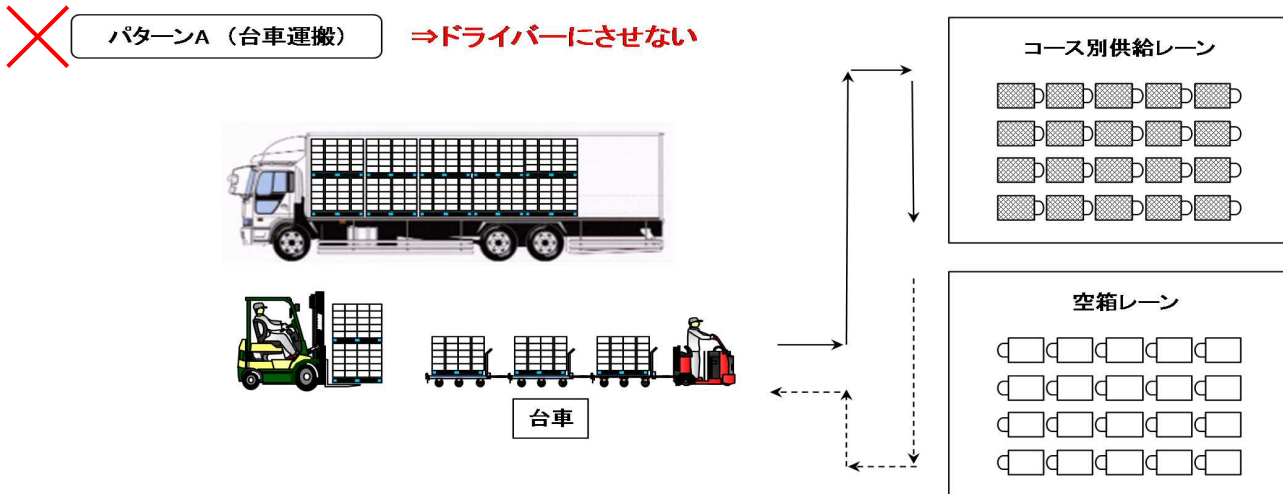
⇒ トヨタ庭先渡しの基準を再整理

2. トヨタの庭先渡し基準

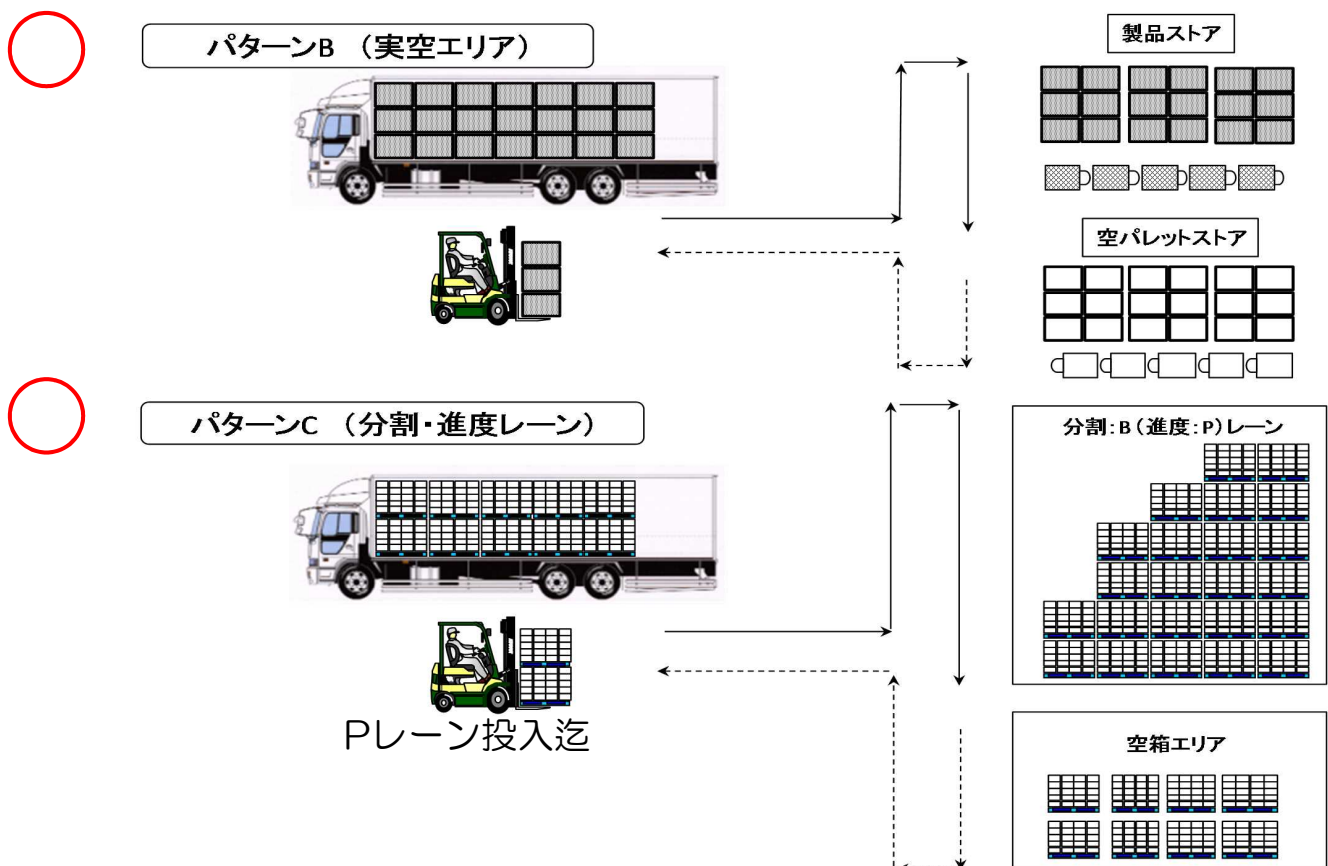
<前提>

1. 歩車分離等、安全が確保されている事
2. ドライバーは、リフト（手）作業のみ
3. 内製と外注作業エリアの分離が明確な事

① ドライバーに台車牽引はさせない（委託業務は除く）



② “満載”（30m³）のトラックが1時間で帰れる環境とする ⇒ パターンB、Cが基本、プラットから荷役場まで100m程度

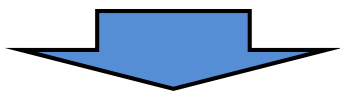


3. トヨタの対応

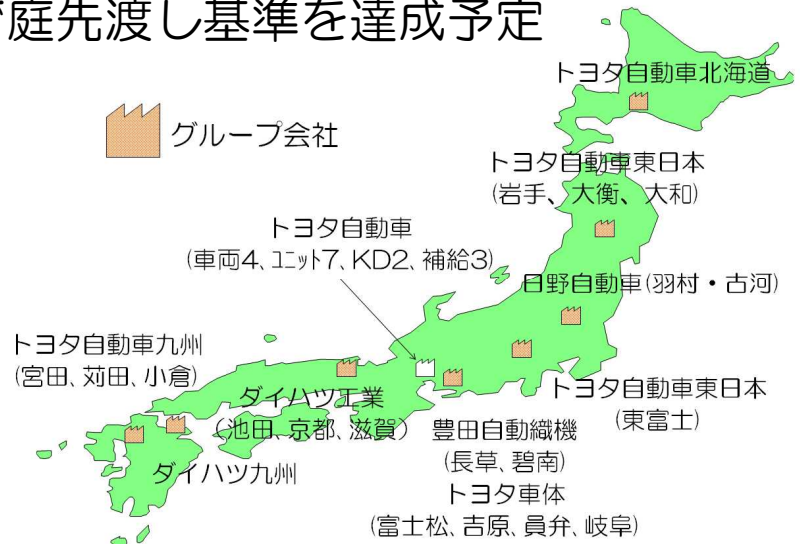
- ◆ トヨタ 全128受入を調査（'15年）

庭先渡し未遵守	： 28受入
対応済み	： 23受入（現在）
残り	： 5受入（計画立案済み）

- ◆ '18年中に全受入で庭先渡し基準を達成予定



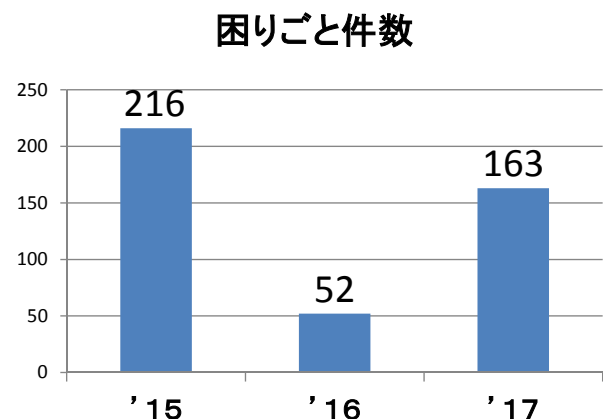
グループ会社に同様の対応を提案
→改善計画立案中



4. 輸送会社の困りごとと改善活動

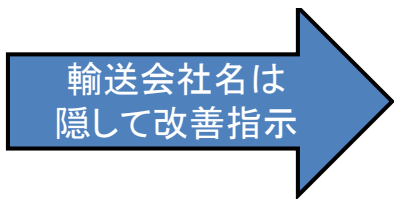
トヨタの基準を押し付けるのではなく、
トヨタ工場受入での困りごとが無いかな？
輸送会社にアンケートを実施（2015年～）

	輸送会社	対象
15年	5社	トヨタ全受入
16年	5社	トヨタ内製受入
17年	7社	トヨタ全受入 豊田自動織機 トヨタ車体



4. 輸送会社の困りごとと改善活動 ＜アンケート結果と改善例＞

工場	作業区分	作業内容 (どのような作業でどのような危険や困り事)	体感ヒヤリ	現在の対応（危険回避の提案）
本社	リフト	余剰品置場のスペースが狭いため、リフトの旋回がやり難い。	有	置場後方の荷物に当たりそうなので、奥側で旋回作業をしている。
堤	リフト	2番・6番プラットから納入場所の動線に凹凸が多くパレット（2段積み）がずれる。	有	リフト作業を慎重に行っている。 （リフト動線の補修）
高岡	環境	11番ステーションの枠線の一部が消えていて入庫しにくい	有	白線の引いて（現場確認し改善してほしい）
田原	リフト	・搬入口シャッターが直ぐに閉まろうとする時がある	有	停まって確認後、作業している



1件ずつ対応をフォロー、
結果は各輸送会社へご連絡

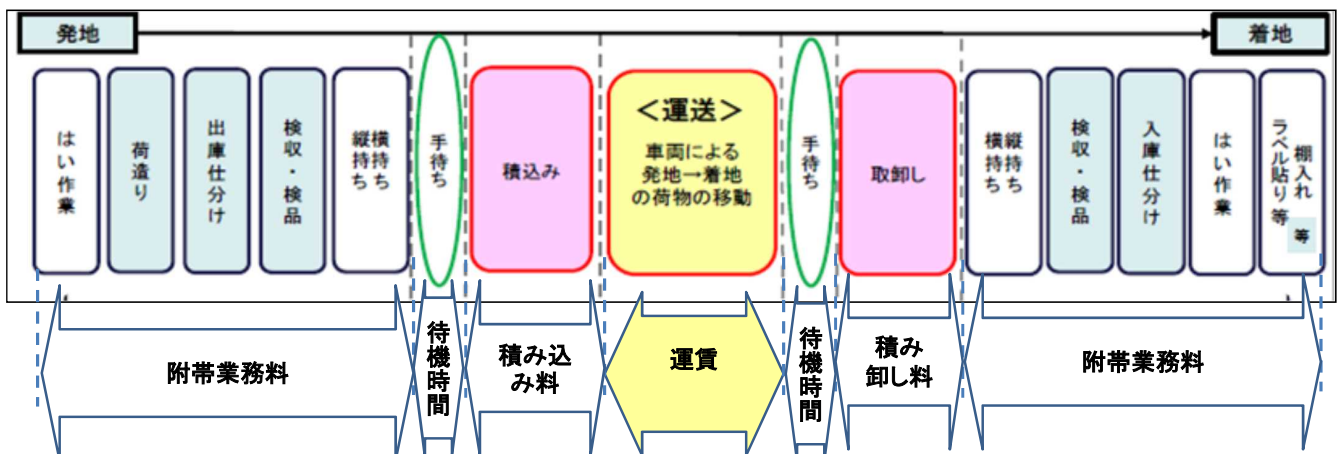
工場	(トヨタ工場) 判断	対策確認	
本社	不要設備を撤去（今週中を目途）し、レイアウトを変更（10月末）	△⇒○	対応済み
堤	予算が確保でき次第、工事实施します。	○	対応済み
高岡	8月連休中に枠線の引き直しを実施済み(ペンキにて) 予算取れ次第、焼き付きにて引き直し予定	○	対応済み
田原	センサー取替修理を予定（工事予定7/18）	○	対応済み

5. 仕入先様へのお願い

トヨタは受け荷主として改善を進めています。

仕入先様も発荷主として運送以外の改善をお願いします

例) 1) 空箱仕分け 2) 上面合わせ 3) 箱数カウント 等は各社でご対応



注) 待機時間：輸送会社が計画通り到着しても、手待ちによる待機が発生する時間

荷主の皆様へ

トラックドライバーの

労働条件改善に

ご協力をお願いします。



荷積み・荷卸しの際の待ち時間、
検品・仕分け等の契約外の付帯作業がドライバーの負担となっています。



荷積み・荷卸しの待ち時間



仕分け作業



検品作業

トラック運送業界では、荷主の皆様、行政（厚生労働省・国土交通省）、
トラック運送事業者などで構成する協議会を中央と全都道府県に設置し、
取引環境の改善と長時間労働の抑制のための
取り組みを積極的に進めています。

荷積み・荷卸しの際の待ち時間や付帯作業を効率化するためには、
トラック運送事業者自らの努力はもちろんですが、
荷主の皆様のご理解や効率的、計画的な発注などの
ご協力が欠かせません。

トラックドライバーの労働条件の改善に向けて、
ぜひとも荷主の皆様のご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

荷主勧告制度

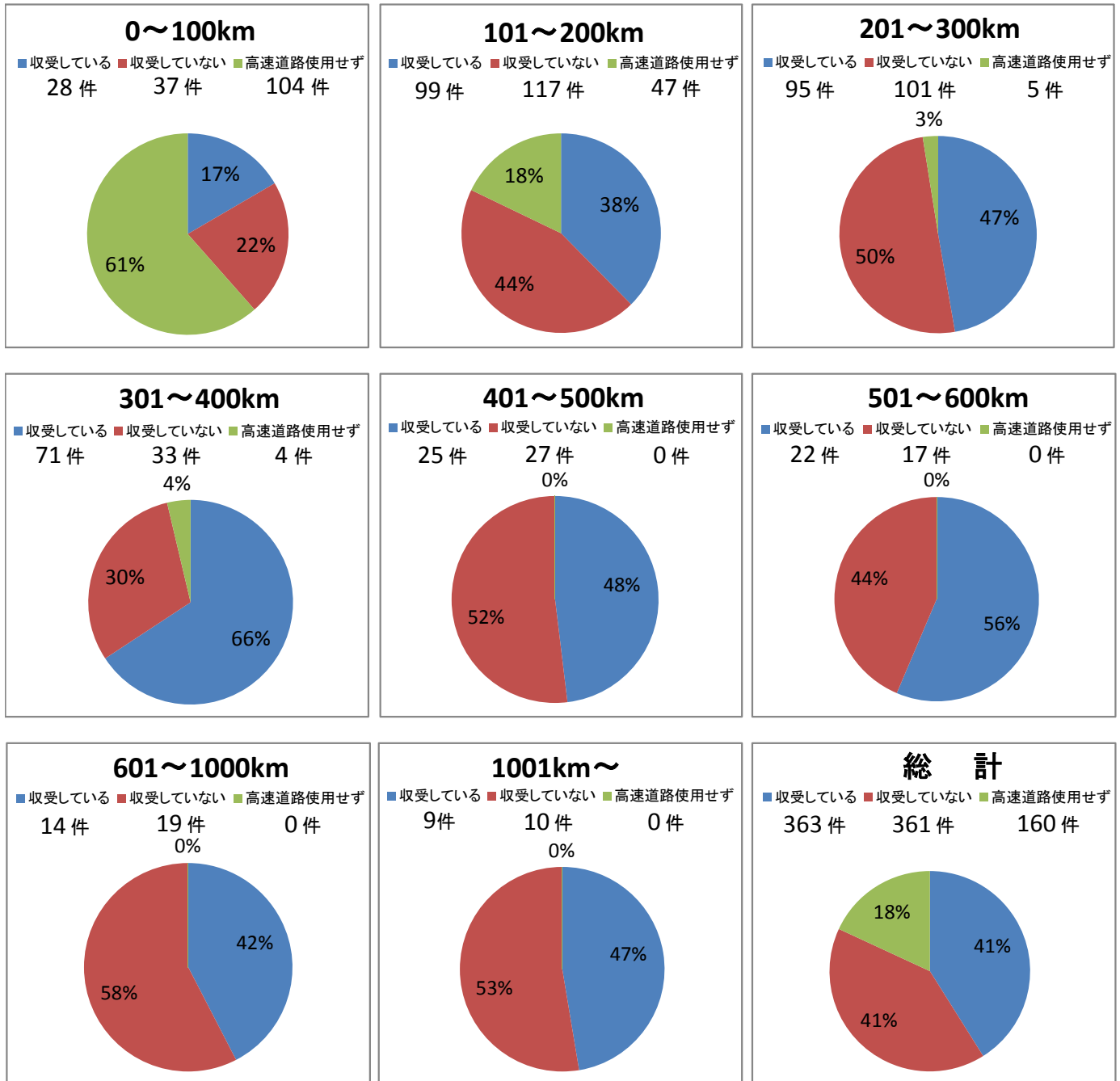
過労運転への
荷主の関与が判明すると
荷主名が公表されます。

一般社団法人
静岡県トラック協会

後援
静岡労働局 中部運輸局 静岡運輸支局
関東農政局 関東経済産業局 静岡県

高速道路料金 走行キロ別收受状況

調査票総数 884件 うち高速道路使用 724件



平成29年10月19日

一般社団法人 新潟県商工会議所連合会 専務理事 様
一般社団法人 新潟県経営者協会 専務理事 様
新潟県中小企業団体中央会 専務理事 様
全国農業協同組合連合会 新潟県本部 管理部長 様

} 単名各通

公益社団法人 新潟県トラック協会
国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局
トラック輸送における取引環境・労働時間改善 新潟県地方協議会
(座長 新潟国際情報大学 佐々木桐子准教授)

標準貨物自動車運送約款の改正について

平素から国土交通行政、とりわけトラック運送事業に対しまして格別のご理解とご協力を頂き、感謝申し上げます。

国土交通省と全日本トラック協会は、厚生労働省など関係省庁とともにトラック運送事業の諸課題改善のための取り組みを進めていますが、荷主とトラック事業者の適正な取引環境の構築やトラック運転者の労働時間改善は喫緊の課題であり、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善 新潟県地方協議会」では、貴職をはじめ関係各位にご参画を頂いて協議を行っているところです。

今般、国内のトラック運送事業者の約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料（手待ち時間料金）、積込み・取卸し費用が十分に収受できていない状況にあり、十分な収受に向けた対策の必要性が明らかになったことから、国土交通省は、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）の一部を改正しました。（施行日は平成29年11月4日）

この改正では、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」の区別を明確化することで、荷主の「料金」に対する理解がより一層深まるとともに、トラック運送事業者が必要な料金を「運賃とは別立て」で収受できる環境が構築できるとものと期待しております。

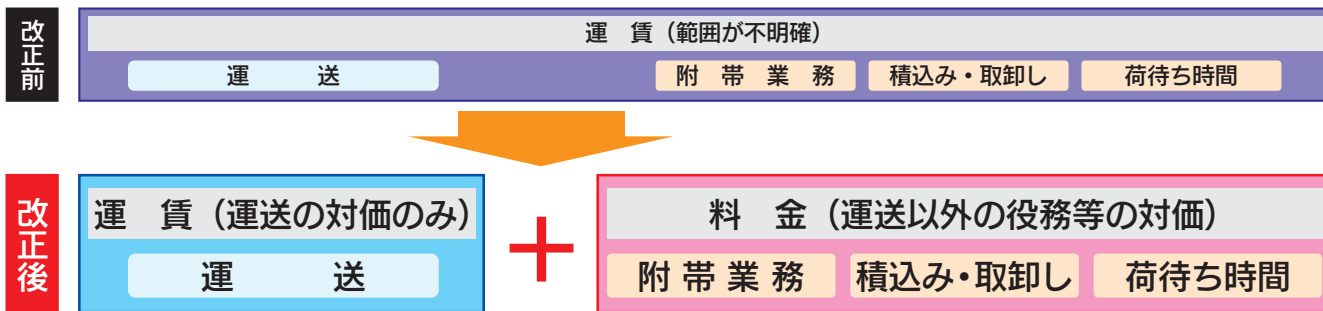
貴台におかれましては、標準貨物自動車運送約款改正の趣旨をご理解いただきますとともに、傘下の荷主企業に対しましてご案内下さいますようお願い申し上げます。

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

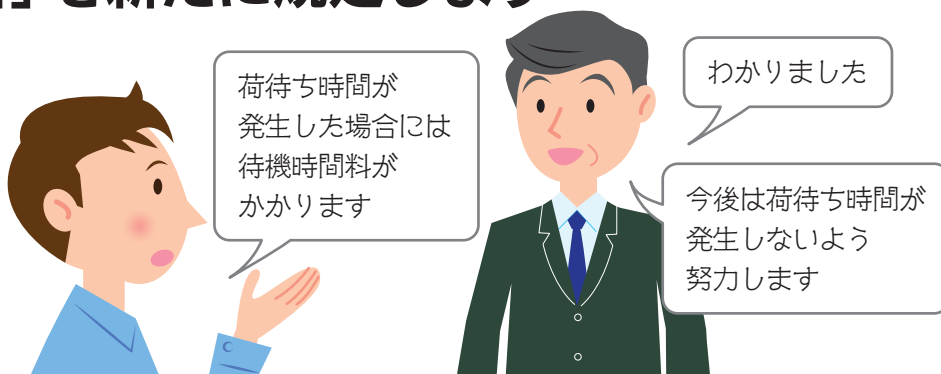
① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者はその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課

☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課

☎ 011-290-2743

近畿運輸局貨物課

☎ 06-6949-6447

東北運輸局貨物課

☎ 022-791-7531

中国運輸局貨物課

☎ 082-228-3438

関東運輸局貨物課

☎ 045-211-7248

四国運輸局貨物課

☎ 087-835-6365

北陸信越運輸局貨物課

☎ 025-285-9154

九州運輸局貨物課

☎ 092-472-2528

中部運輸局貨物課

☎ 052-952-8037

沖縄総合事務局陸上交通課

☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます!

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

1 「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)

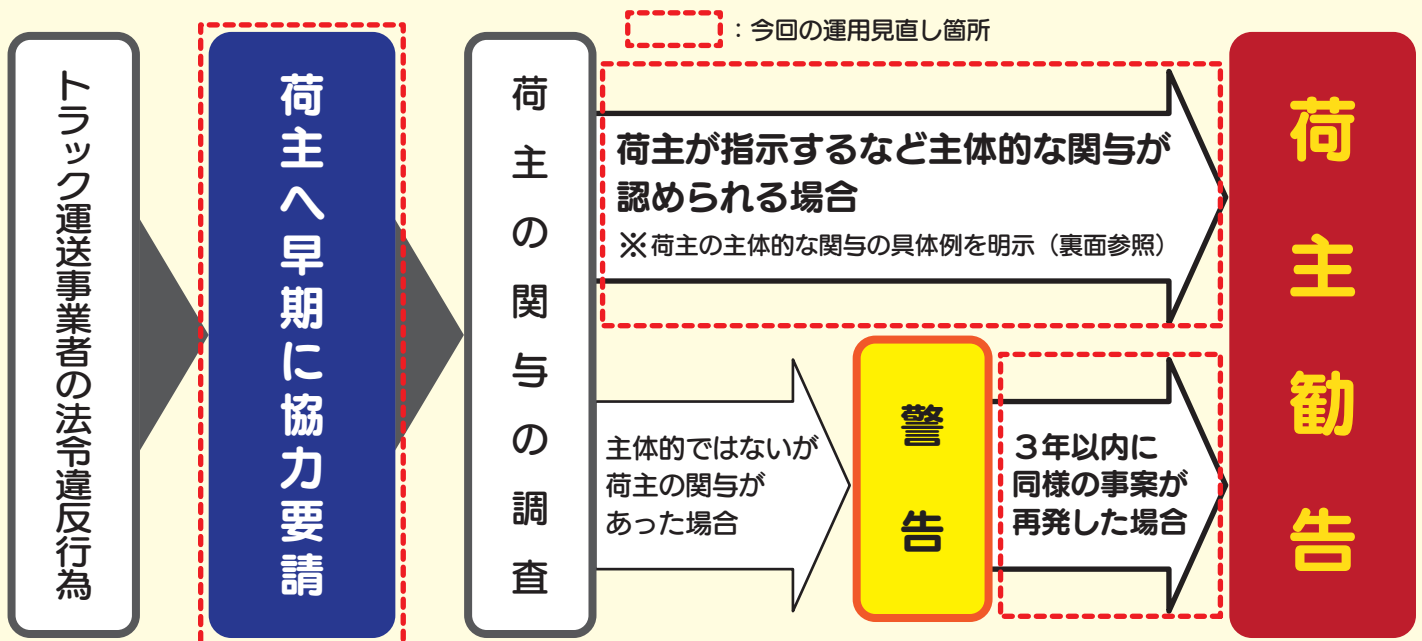
労働時間の主なルール (平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号)

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 8 時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・4 時間以内

2 「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行)

3 「道路交通法違反」(過積載運行、速度超過等)

新たな荷主勧告制度の概要



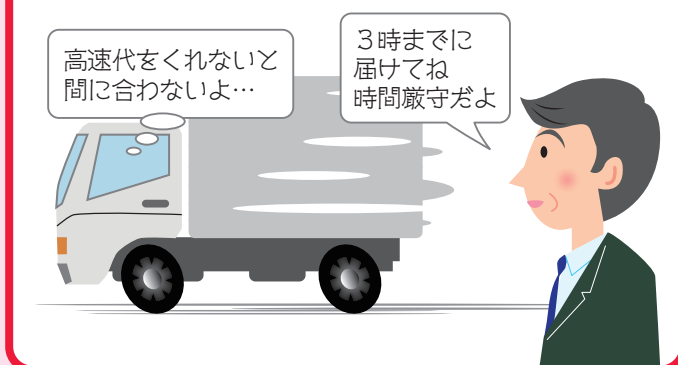
荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査（荷主勧告該当性調査）を実施

① 荷待ち時間の恒常的な発生



② 非合理的な到着時刻の設定



③ やむを得ない遅延に対するペナルティ



④ 重量違反等となるような依頼



調査の結果、上記の事例に
該当する場合

荷主勧告を発動

荷主名の公表

「荷主勧告制度」とは？

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適切な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。